No.３

令和６年（６月）

第２回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第２２号	専決処分の承認を求めることについて （令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第１０号））	財政課	1
第２３号	専決処分の承認を求めることについて （令和５年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号））	財政課	5
第２４号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市税条例の一部を改正する条例）	市民税課 資産税課	9
第２５号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例）	資産税課	２６
第２６号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	保険年金課	３０
第２７号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例）	デジタル推進課	３３
第３０号	熊谷市税条例の一部を改正する条例	市民税課 資産税課	３６
第３１号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例	資産税課	４０
第３２号	熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例	教育総務課	４１
第３３号	熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例	東部地域開発推進室	４３
第３４号	熊谷市下水道条例の一部を改正する条例	下水道課	４４
第３５号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	４６
第３６号	熊谷市熊谷勤労者体育センター条例等を廃止する条例	企業活動支援課	４８
第３７号	工事請負契約の締結について （熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）	こども課	４９
第３８号	工事請負契約の締結について （熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事）	教育総務課 （契約課）	５１
第３９号	工事請負契約の締結について （熊谷市立別府中学校管理棟改修建築工事）	教育総務課 （契約課）	５２

第４０号	工事請負契約の締結について （熊谷市立籠原小学校管理教室棟（Ｂ棟）改修建築工事）	教育総務課 （契約課）	５３
第４１号	工事請負契約の締結について （旧妻沼清掃センター解体工事）	環境美化センター （契約課）	５４
第４２号	財産の取得について （熊谷学校給食センター用地）	教育総務課	５５
第４３号	財産の取得について （高規格救急自動車）	警防課 （契約課）	５７
第４４号	財産の取得について （消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型））	警防課 （契約課）	５８
第４５号	財産の取得について （高度救命処置用資機材等）	警防課 （契約課）	５９
第４６号	財産の取得について （消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型））	消防総務課 （契約課）	６０
第４７号	財産の取得について （消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型））	消防総務課 （契約課）	６１
第４８号	市道路線の認定について	管理課	６２

議案第２２号

専決処分の承認を求めることについて

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第１０号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第１０号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年３月２９日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第１０号）

令和５年度熊谷市の一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条　繰越明許費の追加は、「第１表繰越明許費補正」による。

令和６年３月２９日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第１表　繰越明許費補正

（追加）

款	項	事業名	金額
３　民生費	１　社会福祉費	人件費	1,362千円
		低所得者等支援給付金給付事業	424,574千円
		価格高騰重点支援給付金追加給付事業	92,744千円
４　衛生費	２　清掃費	妻沼南河原環境浄化センター管理運営経費	2,816千円
８　土木費	２　道路橋りょう費	道路管理経費	1,627千円
		道路維持経費	5,500千円
		交通安全対策事業	59,662千円
		道路整備事業	122,794千円
		市道９０００７号線道路改良事業	8,044千円
		池上地区「道の駅」関連道路整備事業	7,048千円
		通学路整備事業	1,590千円
		橋りょう整備事業	22,277千円
	３　河川費	かわまちづくり計画策定事業	7,287千円
		排水機場維持管理経費	21,800千円
		新星川改修事業	149,602千円
		排水路等維持管理経費	39,381千円
	４　都市計画費	熊谷運動公園管理運営経費	473千円
	５　住宅費	市営住宅維持管理経費	18,000千円
９　消防費	１　消防費	中央分団・団本部小隊車庫建築事業	47,637千円

議案第２３号

専決処分の承認を求めることについて

令和５年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和５年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年３月２９日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和５年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

令和５年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

令和６年３月２９日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第１表　繰越明許費

款	項	事　　業　　名	金　　額
１　区画整理費	２　上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	102,916千円
	３　上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	125,802千円

議案第２４号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年３月３０日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

附則第５条の次に次の１条を加える。

（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第５条の２　所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第３１４条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第３４条の２の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

２　前項前段の場合において、第３４条の２の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第４８条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

３　第１項の規定は、令和６年度分の第３６条の２第１項又は第４項

の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む。)に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第６条中「附則第４条の４第３項」を「附則第４条の５第３項」に改める。

附則第７条の４の次に次の４条を加える。

（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の５　令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が１，８０５万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第７条の７において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、前条及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定の適用がある場合における第３４条の７第２項、第４７条の５第１項及び前条の規定の適用については、第３４条の７第２項及び前条中「附則第５条の６第２項」とあるのは「附則第５条の６第２項及び第５条の８第６項」と、第４７条の５第１項中「課した」とあるのは「附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和６年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第７条の６　令和６年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第４１条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

⑴　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第５条の８第１項及び第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第４０条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項及び次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞ

れの納期においてはその者の分割金額とする。

⑵　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期においてはないものとし、第４０条第１項に規定する第２期の納期(以下この項及び次条第１項において「第２期納期」という。)においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第４０条第１項に規定する第３期の納期（以下この項において「第３期納期」という。）及び同条第１項に規定する第４期の納期（以下この項において「第４期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

⑶　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期及び第２期納期においてはないものとし、第３期納期においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし､第４期納期においてはその者の分割金額とする。

⑷　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期、第２期納期及び第３期納期においてはないものとし、第４期納期においてはその

者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

２　令和６年度分の個人の市民税（第１期納期から第４７条第１項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和６年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第７条の７　令和６年度分の個人の市民税に限り、第４７条の２第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第３項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第２項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

⑴　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される第４７条の２第１項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第５号において同じ。）の合算額（以下この号及び第５号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第３項第１号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第３項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額

（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の２分の１に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を２で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、第１期納期及び第２期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第４７条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分

割金額に相当する税額とする。

⑵　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑶　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑷　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、そ

の者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑸　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

２　前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

３　令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

⑴　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第４７条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を３で除して得た金額(当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑵　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその

者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑶　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４　前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５　令和６年度分の個人の市民税につき第４７条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の８　令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第８条第２項中「前条」を「附則第７条の４」に改め、同条第３項中「第３４条の９第１項」の次に「、附則第７条の５第１項及び前条」を加え、「同項」を「第３４条の９第１項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第７条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第８条第２項及び」と、前条中「附則第７条の４及び」とあるのは「附則第７条の４、次条第２項及び」とする」に改める。

附則第１０条の２の表中「附則第１５条第２５項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に、「附則第１５条第２５項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に、「附則第１５条第２５項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に、「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第４号イ」に、「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第４号ロ」に、「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第４号ハ」に改め、同表中法附則第１５条第３２項の項を削り、同表中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に、「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に、「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に、「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に改める。

附則第１０条の３第８項中「附則第７条第８項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同条第９項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第１０項各号」に改め、同条第１０項中「附則第７条第１０項各号」を「附則第７条第１１項各号」に改め、同条第１１項中「附則第７条第１１項各号」を「附則第７条第１２項各号」に改め、同条第１２項中「附則第７条第１６項各号」を「附則第７条第１７項各号」に改め、同条第１３項中「附則第７条第１７項」を「附則第７条第１８項」に改める。

附則第１１条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第８号中「附則第１９条の３第５項」を「附則第１９条の３第４項」に改める。

附則第１２条の前の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５)」及び「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１２条の２中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条第１項」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第１３条の２第４項を削る。

附則第１３条の３第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第２項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第１４条中「又は第４項」を削る。

附則第１５条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則第１６条の３第３項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の４第３項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１７条第３項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１７条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１８条第５項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１８条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１９条第２項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあ

るのは、「所得割の額並びに附則第１９条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条第２項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の２第２項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の２第５項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の３第２項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の３第５項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第５条の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、改正後の熊谷市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第２５号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年３月３０日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成１７年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第７項の表中法附則第１５条第３２項の項を削り、同表中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に、「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に、「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に改める。

附則第９項の前の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１０項及び第１１項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第１２項及び第１３項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１４項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条第１項」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１５項の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１７項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度

から令和８年度まで」に改め、「(令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第１８項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第２１項中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　別段の定めがあるものを除き、改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

３　平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第２６号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年３月３０日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項第２号中「２９万円」を「２９万５，０００円」に改め、同項第３号中「５３万５，０００円」を「５４万５，０００円」に改める。

附則第５項中「令和６年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第２７号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年５月２４日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第３項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附　則

この条例は、令和６年５月２７日から施行する。

議案第３０号

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項中「又は金銭」を削り、同項第３号中「及び第３号に掲げる寄附金（同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、」を「から第４号までに掲げる寄附金（」に、「並びに」を「及び」に改め、同号ウを削る。

第５１条第２項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

第７１条第２項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第１１１条の３第２項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附則第４条の２を削る。

附則第１０条の２の表法附則第１５条第２５項第１号ニの項の次に次のように加える。

法附則第１５条第２５項第２号	７分の６

附則第１０条の２の表法附則第１５条第３７項の項の次に次のように加える。

法附則第１５条第３８項	２分の１

附則第１０条の３中第１４項を第１５項とし、第３項から第１３項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３　市長は、法附則第１５条の７第１項又は第２項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第１５条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第１５条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。

附則第１１条の２の見出し中「令和４年度又は令和５年度」を「令和７年度又は令和８年度」に改め、同条第１項中「令和４年度分又は令和５年度分」を「令和７年度分又は令和８年度分」に改め、同条第２項中「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」を「令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第５６条の改正規定　令和７年４月１日

⑵　第３４条の７第１項の改正規定、附則第４条の２を削る改正規定及び次条の規定　公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条第２号に掲げる規定による改正後の熊谷市税条例第３４条の７第１項（同項第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

２　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

申請によらず市税を減免できるようにするとともに、「地方税法」の一部改正等に伴い、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に

係る課税標準の特例割合等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第３１号

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成１７年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第７項の表法附則第１５条第３７項の項の次に次のように加える。

法附則第１５条第３８項	２分の１

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６条）附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る課税標準の特例割合を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第３２号

熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例

熊谷市立学校設置条例（平成１７年条例第８８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

第２条第３号の表を削る。

附則第２項を削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

２　熊谷市一般職職員の給与に関する条例(平成１７年条例第５１号)の一部を次のように改正する。

附則第２３項を次のように改める。

２３　削除

（熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

３　熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１７年条例第８６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

（熊谷市立学校給食センター設置条例の一部改正）

４　熊谷市立学校給食センター設置条例(平成１７年条例第１０１号)の一部を次のように改正する。

附則第２項を削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立江南幼稚園を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第３３号

熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例

熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例（平成１７年条例第２０６号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業	佐谷田字飯塚、字山神の各一部、太井字地田の一部	熊谷市宮町二丁目４７番地１

別表第２に次のように加える。

熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理審議会	１０人	令第２２条第４項の規定により市長がそれぞれ公告した数	２人

別表第３に次のように加える。

熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理評価員	３人

附　則

この条例は、熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業を施行したいので、この案を提出するものであります。

議案第３４号

熊谷市下水道条例の一部を改正する条例

熊谷市下水道条例（平成１７年条例第２１７号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項第２号中「専属する」を「選任する」に、「排水設備工事責任技術者の氏名」を「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改める。

第９条第１項第１号中「第１６条第１項」を「第１８条第１項」に、「排水設備工事責任技術者」を「責任技術者」に、「が１人以上専属している者である」を「を選任している」に改め、同項第４号エ中「排水設備工事責任技術者」を「責任技術者」に改める。

第１６条の見出しを「(責任技術者)」に改め、同条第１項中「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。)」を「責任技術者」に、「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、埼玉県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第１６条第４項中「専属の」を削り、同項ただし書中「第２５条の規定又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「専属の」を削る。

第２５条を次のように改める。

第２５条　削除

第３１条第１項第１０号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第５４条第１項第３号及び第４号中「排水設備工事責任技術者」を「責任技術者」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３１条第１項の改

正規定は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

排水設備工事責任技術者の営業所ごとの専任規制の見直し等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第３５号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第３１条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４４条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４７条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、小規模保育事業所Ａ型等の職員の配置基準を見直したいので、この案を提出するものであります。

議案第３６号

熊谷市熊谷勤労者体育センター条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

⑴　熊谷市熊谷勤労者体育センター条例（平成１７年条例第１２７号）

⑵　熊谷市勤労青少年ホーム条例（平成１７年条例第１２８号）

⑶　熊谷市立勤労会館条例（平成１７年条例第１２９号）

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市熊谷勤労者体育センター、熊谷市勤労青少年ホーム及び熊谷市立勤労会館を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第３７号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事

２　場　　所　熊谷市石原三丁目２７番地

３　概　　要　⑴　（仮称）こどもセンター・（仮称）新石原児童クラブ

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造２階建て

１棟

⑵　（仮称）中央保育所

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造２階建て

１棟

⑶　（仮称）保健センター

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造２階建て

１棟

⑷　休日・夜間急患診療所

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造平屋建て

１棟

４　契約金額　４，０３１，８１９，０００円

５　契約の相手方　スターツＣＡＭ・オキナヤ建設工事共同企業体

⑴　代表構成員

東京都江戸川区中葛西三丁目３７番４号

スターツＣＡＭ株式会社

代表取締役　直　井　秀　幸

⑵　構成員

熊谷市江南中央二丁目１７番１号

株式会社　オキナヤ
代表取締役　藤　間　太　郎

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第３８号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事

２　場　　所　熊谷市高柳１１６番地１

３　概　　要　⑴　内装改修工事

⑵　塗装改修工事

⑶　外壁改修工事

⑷　その他

４　契約金額　３６０，８００，０００円

５　契約の相手方　熊谷市石原１１９４番地

大和建設株式会社

代表取締役　小　川　善　司

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第３９号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　熊谷市立別府中学校管理棟改修建築工事

２　場　　所　熊谷市西別府１８１７番地

３　概　　要　⑴　内装改修工事

⑵　塗装改修工事

⑶　外壁改修工事

⑷　その他

４　契約金額　３５９，２６０，０００円

５　契約の相手方　熊谷市上根１０２番地

田部井建設株式会社

代表取締役　田部井　俊　一

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立別府中学校管理棟改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第４０号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　熊谷市立籠原小学校管理教室棟（Ｂ棟）改修建築工事

２　場　　所　熊谷市新堀１１４３番地

３　概　　要　⑴　内装改修工事
⑵　塗装改修工事
⑶　外壁改修工事
⑷　その他

４　契約金額　３４９，５８０，０００円

５　契約の相手方　熊谷市村岡３０６番地１
株式会社　ケージーエム
代表取締役　小　林　正　裕

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立籠原小学校管理教室棟（Ｂ棟）改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第４１号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　旧妻沼清掃センター解体工事

２　場　　所　熊谷市弥藤吾５４７番地１ほか

３　概　　要　⑴　工場棟・管理棟解体工事

⑵　煙突解体工事

⑶　その他

４　契約金額　３３５，０２７，０００円

５　契約の相手方　東京都千代田区神田神保町一丁目１０５番地

東洋建設株式会社　関東支店

執行役員支店長　藤　井　広　記

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

旧妻沼清掃センター解体工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第４２号

財産の取得について

次のとおり土地を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　熊谷学校給食センター用地

２　場所、地積等　別紙のとおり

３　取 得 価 格　８０，５７９，７４８円

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷学校給食センター用地を取得したいので、この案を提出するものであります。

別紙

土地の所在	地番	地目	地積 （平方メートル）	土地の所有者	
				住所	氏名
熊谷市代字八幡	１３６７番	田	４２９．３７		
〃	１３６８番	〃	１，５０３．５５		
〃	１３７８番１	畑	２，１９３．０２		
〃	１３８１番	〃	２６８．５１		
〃	１３７８番２	田	９２．５４		
熊谷市原島字窪ケ谷戸	１７３番	〃	１，５５５．３１		
〃	１７４番	〃	８００．２４		
〃	１７５番	〃	２１１．８６		
〃	１７７番１	畑	１，１２６．９４		
〃	１７７番２	宅地	１４１．０３		
〃	１７８番	畑	７２７．５０		
〃	１７９番	田	１０３．２０		
合　　計	１２筆		９，１５３．０７		

議案第４３号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　高規格救急自動車の配備

２　品目及び数量　　高規格救急自動車　２台

３　取得価格　　３６，５２８，８００円

４　契約の相手方　　さいたま市中央区下落合四丁目２４番１５号
日産プリンス埼玉販売株式会社　法人営業部
部長　飯　島　　誠

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

高規格救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４４号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１	目　　的	消防ポンプ自動車の配備
２	品目及び数量	消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）　１台
３	取得価格	５０，４９０，０００円
４	契約の相手方	東京都港区芝五丁目３６番７号　三田ベルジュビル１９階 株式会社　モリタ　東京支店 支店長　山　北　忠　司

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

消防ポンプ自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４５号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　高規格救急自動車の配備

２　品目及び数量　　高度救命処置用資機材等　２組

３　取得価格　　３７，４００，０００円

４　契約の相手方　　さいたま市北区東大成町二丁目６３７番地１

日本船舶薬品株式会社　関東営業所

所長　飯　沼　誠　一

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

高規格救急自動車に搭載する高度救命処置用資機材等を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４６号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　消防ポンプ自動車の配備

２　品目及び数量　　消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）　２台

３　取得価格　　４４，６６０，０００円

４　契約の相手方　　東京都港区芝五丁目３６番７号　三田ベルジュビル１９階
株式会社　モリタ　東京支店
支店長　山　北　忠　司

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

消防ポンプ自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４７号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　消防ポンプ自動車の配備

２　品目及び数量　　消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）　１台

３　取得価格　　２２，０４４，０００円

４　契約の相手方　　東京都港区芝五丁目３６番７号　三田ベルジュビル１９階
株式会社　モリタ　東京支店
支店長　山　北　忠　司

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

消防ポンプ自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４８号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

未認定の道路を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道　41136　号線	石原字坪井１９８番２地先	
		石原字坪井２０７番５地先	